



岩美町若年勤労者世帯家賃補助事業案内

岩美町では、若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、岩美町内の民間賃貸住宅に入居する若年勤労者世帯に対し、家賃の一部を補助しています。

【補助対象世帯】

- ・申請日の属する年度の前年度の4月1日から申請日までの間に婚姻届を提出している夫婦が同居する世帯
- ・申請時に夫婦いずれかの年齢が40歳以下である世帯
- ・前年の世帯所得額（主たる収入者の所得に同居者の所得の2分の1を加えた額）が386万4千円以下の世帯
- ・申請日において、岩美町内の民間賃貸住宅に入居し、かつ、申請日において当該住宅に係る賃貸借契約を締結している世帯（住民登録をしていること。）
- ・毎月の家賃（共益費や駐車場使用料など直接住宅の賃借料と認められないものは除く。）から住居手当を差引いた実質家賃負担額が3万5千円を超える世帯
- ・生活保護による住宅扶助や、他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ・本人及び世帯員が、町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していない世帯（申請日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合は、本人及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がない世帯）

【補助金額】

- ・実質家賃負担額（家賃から住居手当等を控除した額）から3万5千円を控除した額。

ただし、**上限は1万円／月** ※千円未満は切り捨て

【補助期間】

- ・最長5年間

詳細は担当窓口へお問い合わせください。



お問合せ・交付申請窓口

岩美町住民生活課 住宅係

電話（0857）73 - 1415